

(別記様式 1)

令和 年 月 日

(支出負担行為担当者) 様

所在地
名称
代表者名

工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知書
下記のとおり、建設業法第 20 条の 2 第 2 項に基づき、発生するおそれがある
と認める工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報を通知します。

記

工事名：

☐ 主要な資機材の供給の不足若しくは遅延又は資機材の価格の高騰
(建設業法施行規則第 13 条の 14 第 2 項第 1 号)

発生するおそれのある事象※： _____

(例) 国際的な石炭価格上昇に伴うコンクリート価格の高騰

上記事象の状況の把握のため必要な情報の入手先： _____

(例) 報道等の URL を記載又はファイルを別添

※天災その他自然的又は人為的な事象により生じる発注者と受注者の双方の責めに
帰することができないものを記載

☐ 特定の建設工事の種類における労務の供給の不足又は価格の高騰
(建設業法施行規則第 13 条の 14 第 2 項第 2 号)

発生するおそれのある事象※： _____

(例) ○○地震の復旧工事の本格化による交通誘導員の不足

上記事象の状況の把握のため必要な情報の入手先： _____

(例) 報道等の URL を記載又はファイルを別添

※天災その他自然的又は人為的な事象により生じる発注者と受注者の双方の責めに
帰することができないものを記載

以上

その他連絡事項(空欄可)(自由記述：上記のほか工期等に影響を与えることが想定さ
れる情報等)

- (注) 1. 本通知書は、建設業法施行規則第13条の14第2項第1号及び2号に規定する事象が発生するおそれがあると認めるときに提出するものであり、当該事象の発生するおそれが認められない場合は、提出を求めるものではない。
2. 本通知書を提出する場合は、落札決定(随意契約の場合にあっては、契約の相手方の決定)から契約締結までに提出するものとする。
3. 「上記事象の状況の把握のため必要な情報の入手先」欄においては、受注予定者の通常の事業活動において把握でき、メディア記事、資材業者の記者発表あるいは公的主体や業界団体などにより作成・更新された一定の客観性を有する統計資料等に裏付けられた情報を用いること。(一の資材業者の口頭のみによる情報など、真偽を確認することが困難である情報は除かれることに留意すること。)
4. 本通知書により通知した事象が契約締結後に顕在化した場合は、建設業法第20条の2第3項により、請負契約の変更についての協議を受注者から発注者に対して申し出ることができるが、当該協議については、本件工事の請負契約の規定等(スライド条項の運用基準等を含む。)に基づき対応を行うものであることに留意すること。
5. 本通知書を提出していない場合であっても本件工事の請負契約の規定に基づき、請負契約の変更について発注者に対して受注者から協議を申し出ることができる。

工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する 情報の通知等について

建設業法第 20 条の 2 第 2 項に基づく通知は、受注予定者（落札決定（決定）通知を受けた者をいう。）の義務であるとされています。

受注予定者において、当該工事の施工に当たり、建設業法施行規則（国土交通省令）で定める事象が発生するおそれがあると判断する場合は、契約締結までに、別添通知書に当該事象の状況の把握のため必要な情報を添えて、下記メールアドレス宛に電子データで通知、若しくは、契約担当課に紙で通知してください。

契 約 担 当 課 : 〒041-8588

函館市美原 4 丁目 6 番 16 号

渡島総合振興局産業振興部林務課治山係

メールアドレス : oshima.rinmu25@pref.hokkaido.lg.jp ※代表アドレス

本通知の趣旨としては、請負契約の変更に関する予見可能性を持たせ、適切な請負契約の変更を円滑化しようとするものであるため、おそれ情報を通知するか否かについては、工事の内容などに応じて受注予定者自ら判断してください。

なお、本通知の有無に関わらず、工期等に影響を及ぼす事象が顕在化した場合は、契約約款及び各運用基準に基づき、協議を行うこととなりますことを申し添えます。

【建設業法】

（工期等に影響を及ぼす事象に関する情報の通知等）

第二十条の二

2 建設業者は、その請け負う建設工事について、主要な資材の供給の著しい減少、資材の価格の高騰その他の工期又は請負代金の額に影響を及ぼすものとして国土交通省令で定める事象が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、国土交通省令で定めるところにより、注文者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知しなければならない。

【建設業法施行規則】（国土交通省令）

（工期等に影響を及ぼす事象）

第十三条の十四

2 法第二十条の二第二項の国土交通省令で定める事象は、次に掲げる事象であって天災その他不可抗力により生じるものとする。

- 一 主要な資機材の供給の不足若しくは遅延又は資機材の価格の高騰
- 二 特定の建設工事の種類における労務の供給の不足又は価格の高騰

（工期等に影響を及ぼす事象に関する情報の通知の方法）

第十三条の十五

2 建設業者は、法第二十条の二第二項の規定により前条第二項の事象が発生するおそれがある旨及び当該事象の状況の把握のため必要な情報を建設工事の注文者に対して通知しようとする場合において、当該建設業者が法第二十条第一項の規定により見積書を作成するときにあつてはこれらの情報を記載した書面を添付のうえ当該見積書を、作成しないときにあつては当該情報を記載した書面を、それぞれ交付してこれを行わなければならない。

4 第一項及び第二項の書面の交付については、当該書面が電磁的記録で作成されている場合には、次に掲げる電磁的方法をもつて行うことができる。前項の請求において建設工事の注文者が当該書面を電磁的記録で作成することを求めた場合も、同様とする。

- 一 建設工事の注文者の使用に係る電子計算機と建設業者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、建設工事の注文者又は建設業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
- 二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法